

米原市国土強靱化地域計画



令和8年（2026年）4月改定

滋賀県 米原市

<目次>

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1 計画策定の趣旨	1
2 米原市国土強靱化地域計画の位置付け	1
3 計画期間	1

第2章 米原市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 対象とするリスク	2
2 基本目標	2
3 事前に備えるべき目標	2
4 基本的な取組方針	2

第3章 米原市の地域特性

1 米原市の概要	4
2 米原市の災害特性	6
3 米原市周辺地域における原子力施設の立地	11

第4章 脆弱性評価

1 評価の方法等	13
2 起きてはならない最悪の事態の設定	13
3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価	15
4 重要業績指標（KPI）の設定	15

第5章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態別の推進方針	16
2 施策分野別の推進方針	28

別紙1 脆弱性評価の結果	33
別紙2 施策分野別 KPI 一覧	41
別紙3 施策分野別事業一覧	43

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1 計画策定の趣旨

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）が平成25年12月に公布・施行されました。

この法律を受け、国は平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を、滋賀県は基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画「滋賀県国土強靱化地域計画」を策定し、強靱化を進めています。

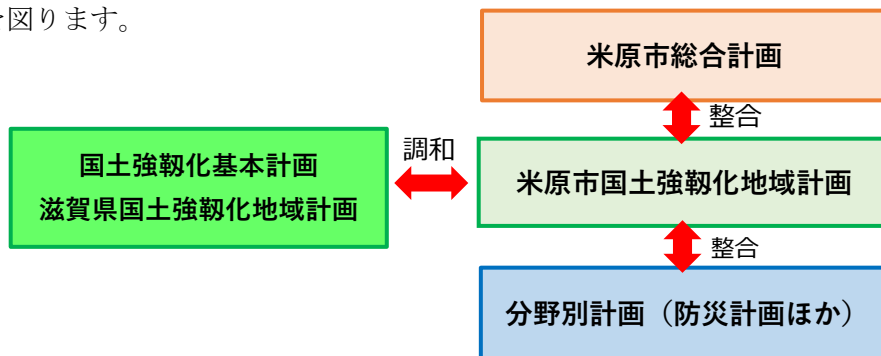
本市では、平成30年6月に竜巻、令和6年7月に土石流災害が発生し、住宅等の建物を中心に大きな被害を残しましたが、地元自治会、消防団や地元企業の力により、早期に復旧することができました。

こうしたことから、本市においても、竜巻災害や土石流災害での教訓を生かしながら、基本法の趣旨を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に推進し、強さとしなやかさを持った災害に強いまちづくりを推進するため、「米原市国土強靱化地域計画」を策定します。

2 米原市国土強靱化地域計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく基本計画であり、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画として位置付けます。

また、国の基本計画および滋賀県国土強靱化地域計画との調和を図るとともに、本市のまちづくりの最上位計画で、まちづくりの指針である「米原市総合計画」や分野別計画との整合を図ります。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

第2章 米原市国土強靱化地域計画の基本的な考え方

1 対象とするリスク

本計画が対象とするリスクは、重大な被害が想定される「大規模地震」、「風水害」および「原子力災害」の大規模災害とし、このリスクにより「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

2 基本目標

本計画における基本目標として、次のとおり定めます。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市および地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

大規模地震、風水害および原子力災害の発生を想定して、基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

- (1) あらゆる災害に対し、人命の保護が最大限図られる。
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する。
- (4) 必要不可欠な情報通信の機能およびネットワークを確保する。
- (5) 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない。
- (6) 生活・経済活動に必要最低限の上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- (7) 制御困難な二次災害の発生を未然に防ぐ。
- (8) 地域社会と経済が迅速に再建・発展できる条件を整備する。

4 基本的な取組方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災・減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた本市の全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災や能登半島地震等、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の手法に基づき本市の国土強靱化を推進します。

(1) 国土強靱化の取組姿勢

大規模災害に対し、国、県、市民、事業者、地域団体等との一層の連携強化を図ると

ともに、市民への情報提供・避難体制の強化等を継続的に推進します。また、短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組めます。

(2) 効率的な施策の推進

将来的に予測される人口減少等に起因する市民の需要の変化および社会資本の老朽化等を踏まえた施設の適正な配置を進めるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ります。

既存の社会資本の有効活用や、効率的かつ効果的な施設管理等により、費用を削減しつつ効率的に施策を推進します。

(3) 進行管理

進行管理においては、本計画に基づく国土強靱化の取組について、設定した重要業績評価指標（K P I）をもとに、実施した施策に対する達成状況を検証し、必要に応じて柔軟に本計画を改訂します。こうした点検と評価により、本計画で掲げた目標の管理を着実に行っていきます。

第3章 本市の地域特性

1 米原市の概要

(1) 位置および面積

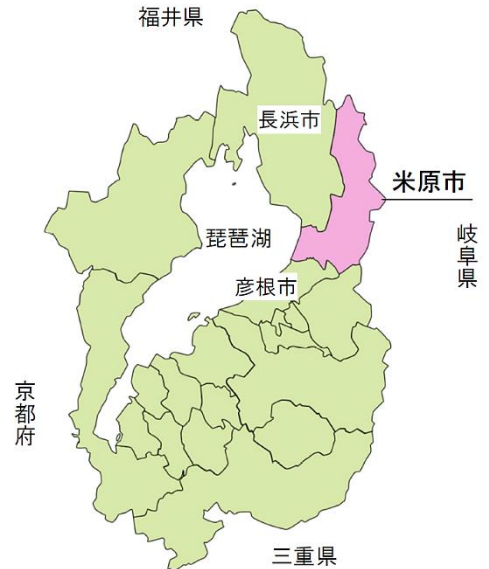
米原市は、滋賀県北東部に位置し、大阪から 100 km、名古屋から 60 km、福井から 80 km の地点にあります。

本市は南北 31.6km、東西 13.2km と南北方向に長く、面積は 250.39 km² で北および東は岐阜県、長浜市、西は琵琶湖から長浜市、南は彦根市および多賀町に接しています。

本市は、京阪神・中京・北陸を結ぶ交通の要衝にあり、古くから中山道、北国街道、北国脇往還などを使って人とモノと情報が活発に行き来した地域です。

現在でも、東海道新幹線・東海道本線・北陸本線、近江鉄道という鉄道網があり、県下で唯一の新幹線停車駅があります。また、名神高速道路・北陸自動車道のジャンクションとインターチェンジを有し、一般国道としては 8 号、8 号米原バイパス、21 号、365 号が通過しています。

このように、広域交通網が集積する本市は、京阪神、中京、北陸を結ぶ結節点となっています。



地勢的には、滋賀県最高峰である伊吹山とその南には霊仙山がそびえ、森林に蓄えられた水は、姉川や天野川となって市域を流れ、母なる琵琶湖に注ぐという、「びわ湖の素米原」とも言える水と緑に包まれた自然豊かな地域となっています。

また、伊吹山のお花畑、姉川の清流、三島池のマガモ、天野川などのホタル、醒井の梅花藻、ハリヨ、オオムラサキ、ビワマスなどの生物やのどかな田園風景、里山など美しい自然があり、貴重な動植物の宝庫となっています。

気候は、日本海型気候で、冬季には北西の季節風と積雪がみられます。湖岸部は年間の降水量が比較的少ない内陸性盆地気候であるのに対し、中山間部は 1 m 前後の積雪のある県下有数の豪雪地帯であり、気候的にも変化に富んだ地域となっています。

その他、米原市には、伊吹山と居醒の清水を舞台にしたヤマトタケル伝説や、石田三成ゆかりの観音寺等の歴史舞台となった史跡など、有形無形の歴史・文化資源が多く残っています。

さらに、中山道沿い等には、宿場町の街並みを保全した柏原宿や「琵琶湖とその水辺景観」として日本遺産（文化庁認定）にも認定された醒井宿などがあり、歴史・自然景観に配慮したまちづくりが進められています。

(2) 地形

米原市は、山地、丘陵を中心とする地形で、市の北部および東部は伊吹山を中心とする伊吹山地が位置し、南側には鈴鹿山脈の北端となる霊仙山山塊が位置しています。

北部では、伊吹山地を源流とする姉川が扇状地・谷底低地を形成しており、姉川は長浜市を経て琵琶湖に注いでいます。

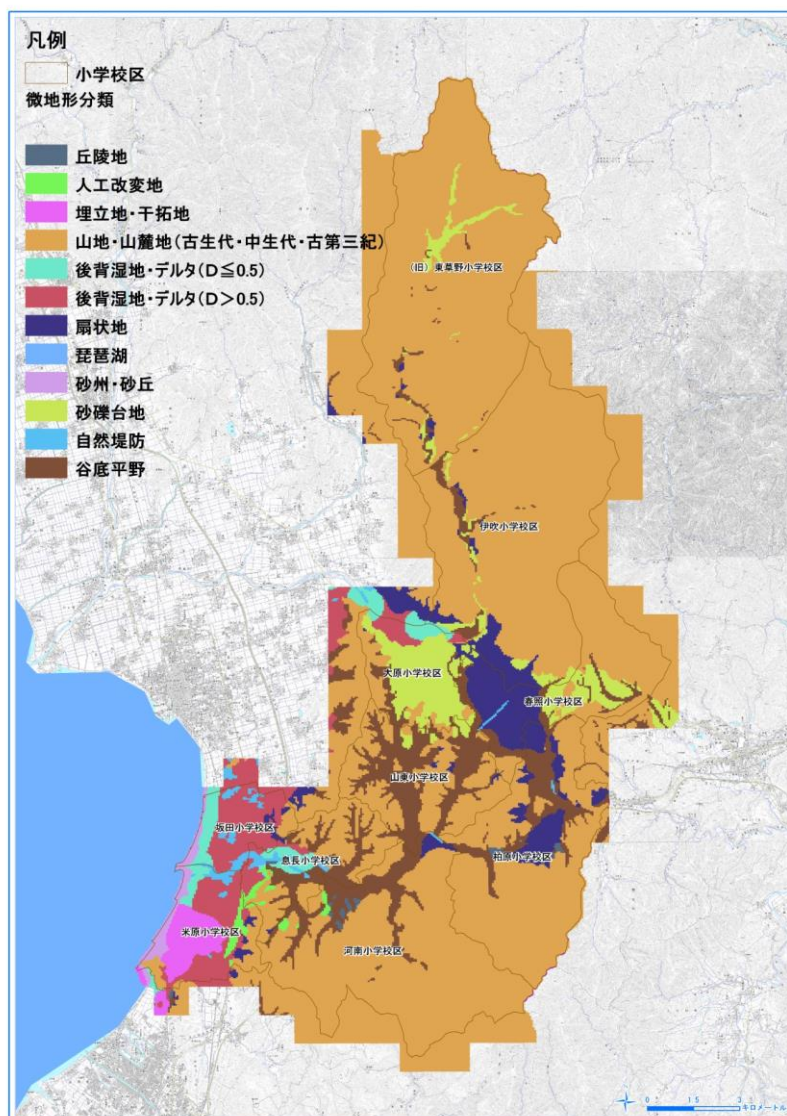
姉川流域の南側は天野川流域であり、伊吹山地・鈴鹿山脈を源流として扇状地・谷底低地を形成しながら西に流下しています。

湖岸部は、姉川・天野川により形成された沖積低地と、かつては入江内湖と呼ばれた干拓地があり、干拓地の標高は83～85mで、琵琶湖の水面より若干低くなっています。

(3) 地質

山地・丘陵の地質は、秩父古生層と花崗(こう)岩類を基盤としており、古生層は石灰岩を主体としています。平野部には沖積層が堆積しており、沖積層の表層地質は礫(れき)がち堆積物、砂がち堆積物、泥がち堆積物に大きく分けられます。

米原市の地形分類図



※参考：土地分類基本調査図（地形分類図） 出典：米原市地域防災計画

2 米原市の災害特性

(1)風水害

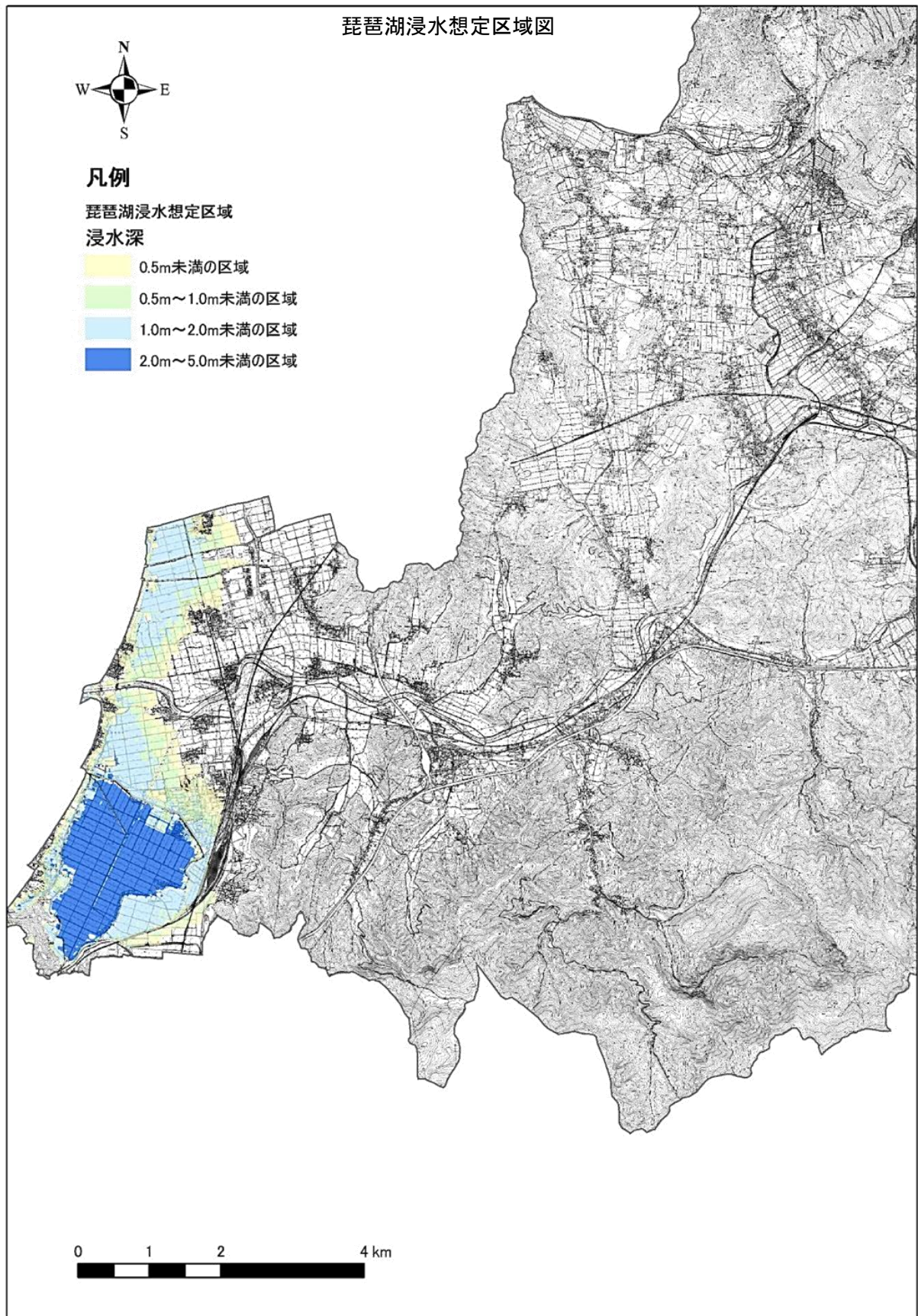
本市を含む滋賀県の気象災害は、直接太平洋に面している県などと比べると発生件数は少ないものの、昭和 28 年の台風 13 号、昭和 34 年の伊勢湾台風、昭和 36 年の梅雨前線豪雨、第 2 室戸台風、昭和 38 年の豪雪、昭和 40 年の台風 24 号、昭和 56 年・59 年豪雪、平成 2 年の台風 19 号および平成 25 年の台風 18 号などで大災害が発生しており、気象災害の特性として、以下のことが挙げられます。

ア 大雨洪水時には、琵琶湖の水位が著しく上昇し、沿岸に多大の被害が生じる。

イ 県の河川はいずれも小河川で、天井川や尻無川が多く、大雨のときは水位が急上昇し、破堤や溢水の小規模水害が起こりやすく、また洪水波の下流への到達が非常に早い。

ウ 台風の中心が本県の東側近傍を北東に進むときは、台風に伴う湿った強風が、山の斜面に吹きつけて鈴鹿、比良の両山岳地帯に豪雨が降り、大きな被害が発生する（例えば、昭和 28 年台風 13 号、伊勢湾台風、平成 25 年台風 18 号）。また、台風の中心が本県の西側近傍を北東に進むときと、本県を通過するときは暴風による大きな被害が発生する（例えば、室戸台風、平成 10 年台風 7 号）。

エ 古くからの集落・市街地には、山際に立地しているものが多く、これらの地域では土砂災害のリスクが高い一方、近年、住宅開発や市街地の拡大は氾濫平野においても行われるようになっており、これらの地域では浸水被害の危険が高い。



出典: 米原市地域防災計画

淀川水系天野川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

1. 説明文

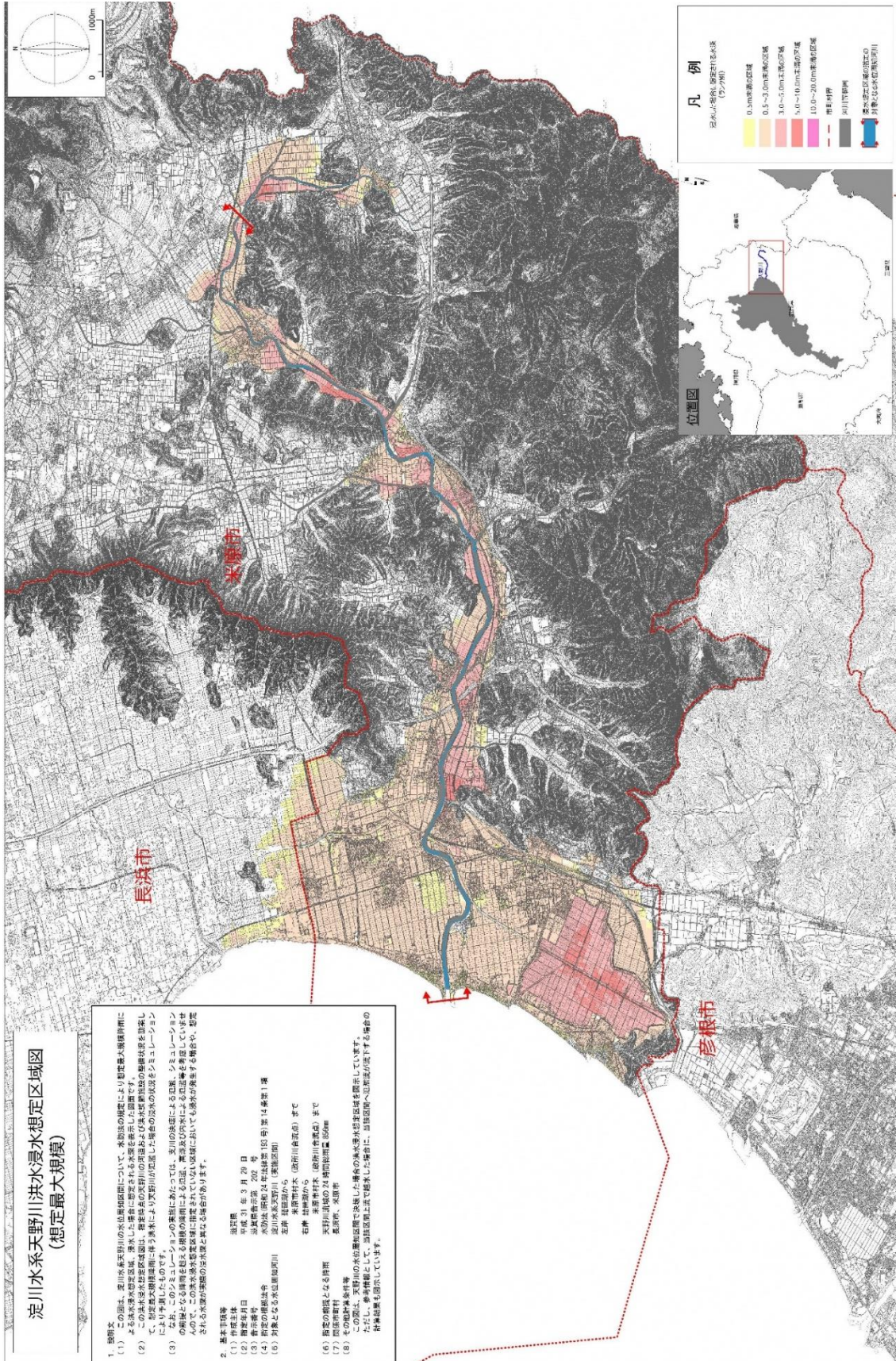
(1) この図は、淀川水系天野川の洪水浸水想定区域について、水防法の規定により都府県大規模洪水被害に
よる洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される被害を示した図面です。

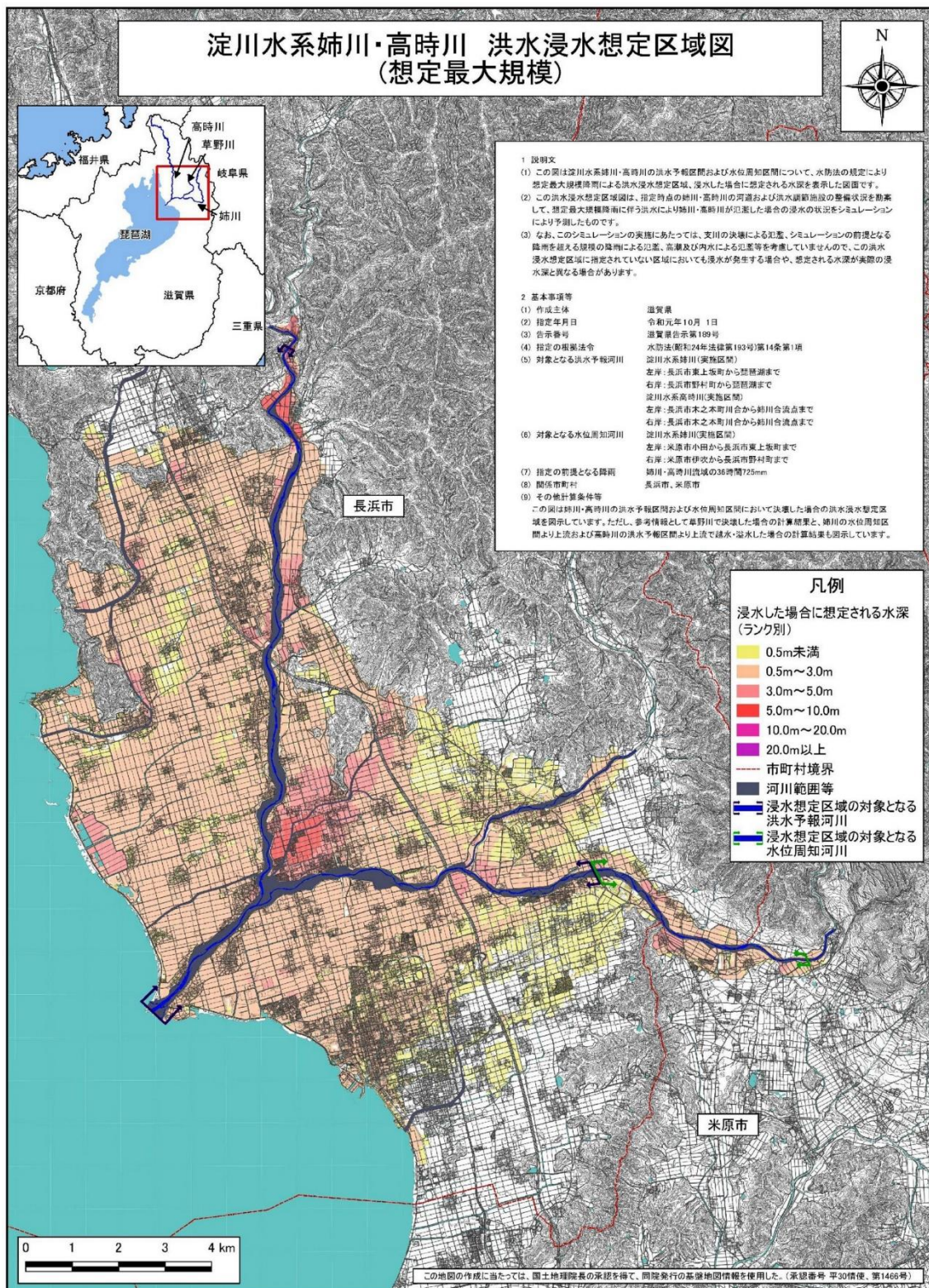
(2) この洪水浸水想定区域図は、指定自治体の天野川の河川沿いおよび水防法第153条第14条第1項
に基づき作成したものです。

(3) なお、このシミュレーションの範囲にあつては、天野川流域による氾濫、シミュレーション
の範囲となる河川を越える河川による氾濫、高水および内水による氾濫等を考慮していせ
る。この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても被害が発生する場合は、指定
される区域が実際の洪水浸水と異なる場合があります。
2. 基本事項等

(1) 作成主体	淀川府
(2) 調査年月日	平成31年3月20日
(3) 調査対象河川	天野川(淀川水系)
(4) 調査の区域	淀川府内(天野川(淀川水系)第153条第14条第1項)
(5) 対象となる水防法第153条第14条第1項	天野川(淀川水系) (淀川府内)
(6) 対象となる水防法第153条第14条第1項	天野川(淀川水系) (淀川府内)
(7) 調査の範囲となる河川	天野川(淀川水系) (淀川府内)
(8) その他関係河川等	天野川(淀川水系) (淀川府内)

この図は、天野川の洪水浸水想定区域で決定した被害の洪水浸水想定区域を提示しています。
この図は、天野川の洪水浸水想定区域で決定した被害の洪水浸水想定区域を提示しています。
この図は、天野川の洪水浸水想定区域で決定した被害の洪水浸水想定区域を提示しています。





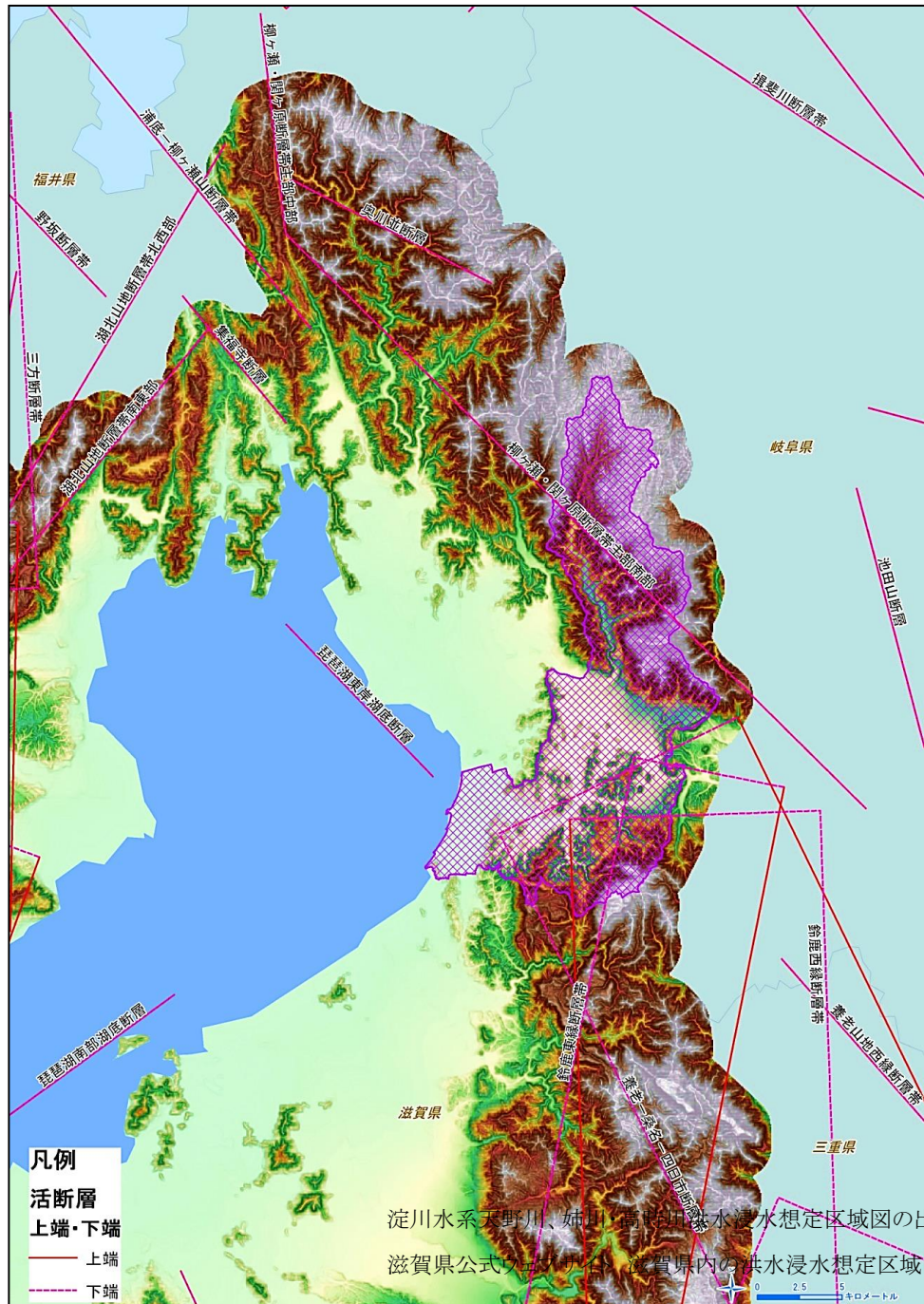
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平30情保 第1466号)

(2) 地震

滋賀県の北部一帯の断層帯には、本市の北側に位置する柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯、南側に位置する鈴鹿西縁断層帯、湖西地域に位置する琵琶湖西岸断層帯などがあります。

また本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）の防災対策推進地域に指定されています。

本市周辺の活断層位置図

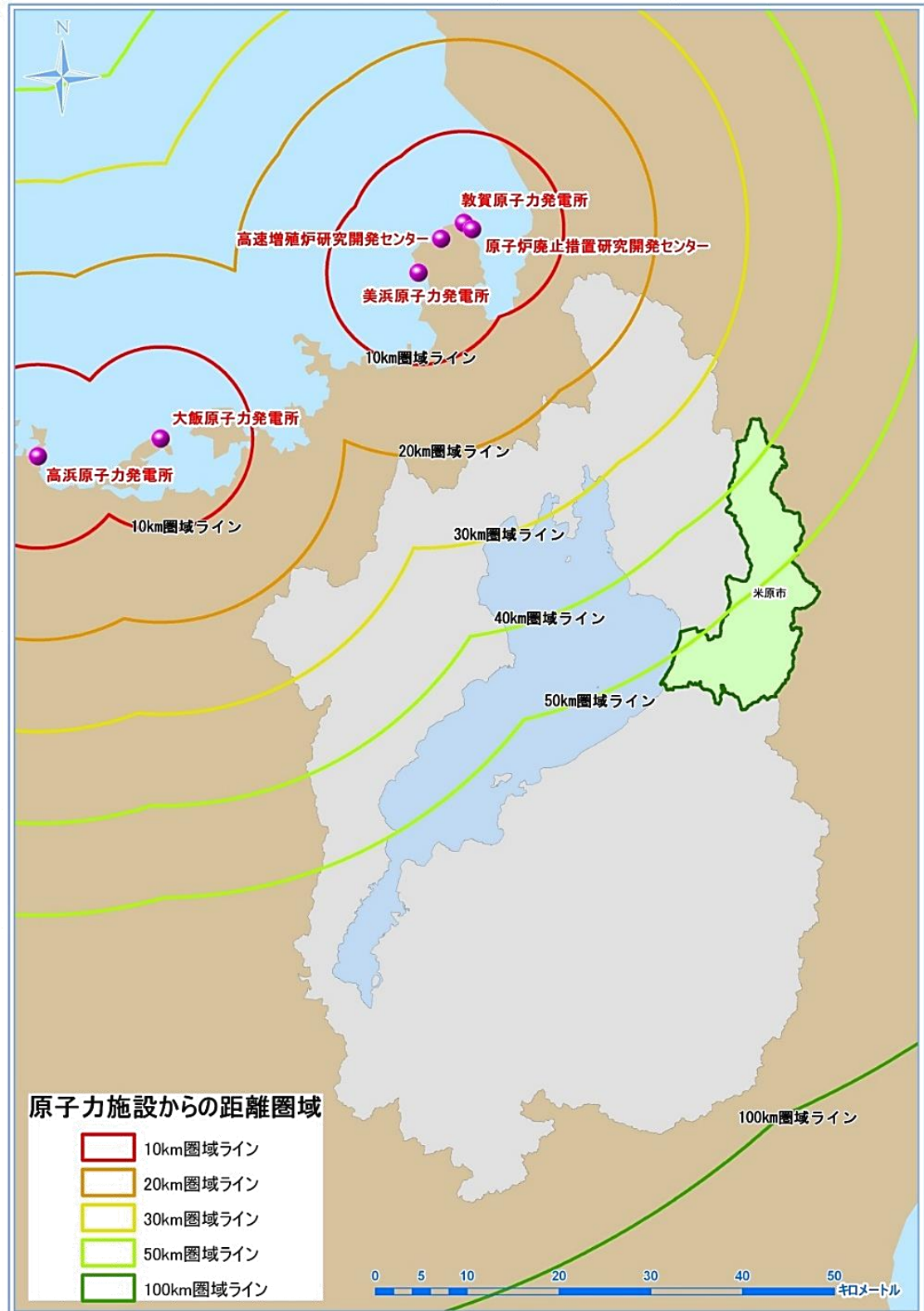


※注 活断層帯の位置は、「J-SHIS 地震ハザードステーション（独立行政法人防災科学技術研究所）」を引用

出典：米原市地域防災計画

3 米原市周辺地域における原子力施設の立地

滋賀県が隣接する福井県若狭地域には、6つの原子力事業所があり、本市から最寄りの原子力事業所まで、おおむね35km～60kmの距離があります。



出典: 米原市地域防災計画 原子力災害対策編

国の原子力規制委員会は、原子力災害対策指針において、原子力災害対策重点区域の範囲に関して、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）および緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective action Zone）を設定しています。この原子力災害対策指針において、緊急防護措置区域（UPZ）の範囲、予防防護措置準備区域（PAZ）の範囲を、それぞれ原子力施設からおおむね 30 km および 5 km の範囲としています。

また、滋賀県は、独自に実施した放射性ヨウ素の拡散シミュレーションに基づき、高島市と長浜市の一部について緊急防護措置を準備すべき区域（UPZ）と設定しています。

本市は、滋賀県が実施した放射性ヨウ素の拡散シミュレーションの結果、福島第一原子力発電所事故における放射性物質による汚染が 30 km の範囲を超え、同心円的な拡大とはならず風向きおよび雨に左右されたこと等を勘案して、本市の原子力防災対策（原子力防災資機材、環境モニタリング設備、通信連絡設備の整備、避難対策の確立等）を実施する必要のある区域の範囲を市全域としています。

第4章 脆弱性評価

1 評価の方法等

次の方法により、脆弱性評価を行います。

- (1) 市民生活・市民経済に甚大な影響を及ぼすリスクとして「大規模地震および風水害」を設定
- (2) 4つの基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば本市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- (3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに強靱化に関する個別施策分野および横断的施策分野を総合的に評価

〔個別施策分野〕

- ①消防・防災、②都市・交通、③保健・医療・福祉、④産業・経済、⑤教育・こども、⑥環境・上下水道、⑦行政機能

〔横断的施策分野〕

- ①情報共有と防災意識の向上、②老朽化対策、③人口減少と少子高齢化、④デジタル活用

2 起きてはならない最悪の事態の設定

8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて31の「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 あらゆる災害に対し、人命の保護が最大限図られる。	(1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
	(2) 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
	(3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	(4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	(5) 豪雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生
	(6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を防ぐ。	(1) 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	(2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	(3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	(4) 想定を超える多数かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足
	(5) 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	(6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する。	(1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信の機能およびネットワークを確保する。	(1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	(2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない。	(1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	(2) 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	(3) 食料等の安定供給の停滞
6 生活・経済活動に必要最低限の上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	(1) 上水道等の長期間にわたる供給停止
	(2) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	(3) 地域の交通ネットワークが分断する事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
7 制御困難な二次災害の発生を未然に防ぐ。	(1) 市街地での大規模火災の発生
	(2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害および交通麻痺
	(3) ため池、ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	(4) 有害物質・油・放射性物質の大規模拡散・流出
	(5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 地域社会と経済が迅速に再建・発展できる条件を整備する。	(1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(4) 公共交通等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	(5) 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組の分析・評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて分析・整理しました。

また、課題の分析、整理に当たっては、必要に応じ、他の主体（関係府省庁、地方公共団体、民間事業者、NPO等）との連携や他の主体の取組に関する課題、投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源に関する課題を含めています。

脆弱性評価の結果は、別紙1「脆弱性評価の結果」のとおりです。

4 重要業績指標（KPI）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために有効な施策について、重要業績指標を第5章に示しているとおり26の指標を選定しました。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後これを踏まえて推進する施策の進行管理に活用します。

第5章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針

1 起きてはならない最悪の事態別の推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえた、起きてはならない最悪の事態別の推進方針は、次のとおりとします。重点とする施策は**重点**と標記しています。

目標1 あらゆる災害に対し、人命の保護が最大限図られる。

1-1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生 **重点**

- 市、消防団、自治会等における必要な資機材の整備充実を図る。
- 消防用設備の耐震化を推進する。
- 消防団、女性消防団への入団啓発の推進と団員の知識と技能を向上させ、消防団力の強化を図る。
- 地区単位に自主防災組織の育成と整備、組織率の向上および活動の活性化を進める。
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る。
- 誰もが安心して避難所で過ごせるよう、避難所となる公共施設の耐震化や自治会避難場所の耐震化を支援するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- 公共施設等総合管理計画や公共施設のあり方に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う。
- 住宅・建築物の耐震性を高めるため、耐震改修促進計画の改定や、旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震診断や耐震改修への取組を支援するなど、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- 避難路や避難地に面するブロック塀等の撤去、建替え、改修を支援するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- 県が行う被災宅地危険度判定士養成講習会、被災建築物応急危険度判定士養成講習会への職員参加、被災建築物応急危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制を維持する。
- 滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会に参画し、被災宅地危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制を維持する。
- 避難地等になる都市公園、緑地、広場等の整備を推進する。
- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する。
- 特定空家については適正な管理を指導し、状況に応じて代執行を行う。

1-2) 住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生 **重点**

- 市、消防団、自治会等における必要な資機材の整備充実を図る。(再掲)
- 消防団、女性消防団への入団啓発の推進と団員の知識と技能を向上させ、消防団力の強化を図る。(再掲)
- 地区単位に自主防災組織の育成と整備、組織率の向上および活動の活性化を進める。(再掲)

- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る。(再掲)
- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する。(再掲)
- 特定空家については適正な管理を指導し、状況に応じて代執行を行う。(再掲)

1－3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 **重点**

- 防災ハザードマップにより、浸水被害や土砂災害の危険性を周知する。
- 市、消防団、自治会等における必要な資機材の整備充実を図る。(再掲)
- 防災情報伝達システムやインターネット等を活用した防災情報伝達ルートの多重化により、情報の伝達漏れを回避する。
- 市民自らの判断による避難行動や被害の軽減と応急対策活動を円滑に実施するため、防災知識の普及・啓発を進める。
- 関係機関や市民と協力し、防災訓練や応急対策計画の個別訓練を実施する。
- 消防団、女性消防団への入団啓発の推進と団員の知識と技能を向上させ、消防団力の強化を図る。(再掲)
- 地区単位に自主防災組織の育成と整備、組織率の向上および活動の活性化を進める。(再掲)
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る。(再掲)
- 滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づき浸水警戒区域に指定された市内の区域内（村居田地区・醒井地区）において、浸水被害の回避または軽減を図り、水害に強い地域づくりを進める。
- 雨水渠や河川水路の整備を計画的に実施する。
- 浸水被害に係る軽減対策として、醒井、多和田および宇賀野地区の雨水幹線整備事業を実施する。
- 国や県とともに、天野川、長老墓地川等の河川改修および丹生川、勝山谷川等の河川維持や砂防事業を促進する。
- 災害時の迅速な復旧復興を可能にするため、地籍調査事業を計画的に実施する。

1－4）大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 **重点**

- 防災ハザードマップにより、浸水被害や土砂災害の危険性を周知する。(再掲)
- 市、消防団、自治会等における必要な資機材の整備充実を図る。(再掲)
- 防災情報伝達システムやインターネット等を活用した防災情報伝達ルートの多重化により、情報の伝達漏れを回避する。(再掲)
- 市民自らの判断による避難行動や被害の軽減と応急対策活動を円滑に実施するため、防災知識の普及・啓発を進める。(再掲)
- 関係機関や市民と協力し、防災訓練や応急対策計画の個別訓練を実施する。(再掲)
- 消防団、女性消防団への入団啓発の推進と団員の知識と技能を向上させ、消防団力の強化を図る。(再掲)
- 地区単位に自主防災組織の育成と整備、組織率の向上および活動の活性化を進める。(再掲)
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る。(再掲)
- 土砂災害警戒区域に指定された箇所の急傾斜地崩壊対策事業を行う。
- がけくずれ、土石流、地すべり、雪崩等の危険から住民を守るため、がけ地近接等危険住宅移転事業や土砂災害対策改修補助事業を実施するなど、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- 国や県とともに、天野川、長老墓地川等の河川改修および丹生川、勝山谷川等の河川維持や砂防事業を促進する。(再掲)

1－5）豪雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生

- 雪寒対策除雪計画に基づき、迅速かつ適切な除雪活動を実施する。
- オペレーターや除雪車、除雪機械を確保し、除雪作業体制を強化する。
- 市民や道路・公共交通利用者等の安全を確保するため、国、県、道路管理者、事業者等との強固な連携体制を構築する。
- 雪かき・屋根の雪下ろしボランティア等の確保と、活動に対する意識の高揚と支援を行う。

1－6）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 **重点**

- 防災情報伝達システムやインターネット等を活用した防災情報伝達ルートの多重化により、情報の伝達漏れを回避する。(再掲)
- 地区単位に自主防災組織の育成と整備、組織率の向上および活動の活性化を進める。(再掲)
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る。(再掲)
- 避難行動要支援者避難支援制度の周知を徹底し、自治会(自主防災組織)での取組を支援する。

- 医療救護本部が医療機関調整などの役割を発揮できるよう、関係機関との情報伝達手段を整備する。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を防ぐ

2-1) 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 重点

- 災害の規模や被災地のニーズに応じ、円滑にほかの市町等から応援を受け入れる体制を整える（災害時受援計画の策定）。
- 非常時の食料・飲料水等を備蓄する倉庫の整備と備蓄品の補充・更新を進める。
- 自治体、民間業者等との災害相互応援協定の締結を進める。
- 最低3日分の食料、飲料水等の備蓄と、非常時持出し袋等の準備の指導・啓発を行う。
- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める。
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。
- 道路の重要構造物である橋梁および大型カルバート¹について、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。
- 国や県とともに、伊吹スマートIC（仮称）、山一色線等の整備を促進する。
- 重要物流道路の指定と整備（橋梁含む。）を促進する。
- 県とともに、主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。
- 米原駅東西自由通路の改修を進める。
- 避難者が安心して利用できるよう定期的に避難所の点検を実施するほか、体育館の空調設備や備蓄倉庫の整備を進める。

¹ 【大型カルバート】 道路の下に水路、通路などの空間を得るために盛土あるいは地盤内に設けられた構造物で、内空に2車線以上の道路を有する程度の規模のものをいう。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 非常時の食料・飲料水等を備蓄する倉庫の整備と備蓄品の補充・更新を進める。（再掲）
- 自治体、民間業者等との災害相互応援協定の締結を進める。（再掲）
- 最低3日分の食料、飲料水等の備蓄と、非常時持出し袋等の準備の指導・啓発を行う。（再掲）
- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める。（再掲）
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。（再掲）

- 国や県とともに、伊吹スマート I C（仮称）、山東一色線等の整備を促進する（再掲）
- 重要物流道路の指定と整備（橋梁含む。）を促進する。（再掲）
- 県とともに、主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。（再掲）
- 米原駅東西自由通路の改修を進める。（再掲）

2－3）自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 市、消防団、自治会等における必要な資機材の整備充実を図る。（再掲）
- 災害の規模や被災地のニーズに応じ、円滑にほかの市町等から応援を受け入れる体制を整える（災害時受援計画の策定）。（再掲）
- 自治体、民間業者等との災害相互応援協定の締結を進める。（再掲）
- 消防団、女性消防団への入団啓発の推進と団員の知識と技能を向上させ、消防団力の強化を図る。（再掲）

2－4）想定を超える多数かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足

- 災害の規模や被災地のニーズに応じ、円滑にほかの市町等から応援を受け入れる体制を整える（災害時受援計画の策定）。（再掲）
- 非常時の食料・飲料水等を備蓄する倉庫の整備と備蓄品の補充・更新を進める。（再掲）
- 自治体、民間業者等との災害相互応援協定の締結を進める。（再掲）
- 所管施設や関係施設を指定して、帰宅困難者のための一時滞在施設を確保する。
- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める。（再掲）
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。（再掲）
- 国や県とともに、伊吹スマート I C（仮称）、山東一色線等の整備を促進する（再掲）
- 重要物流道路の指定と整備（橋梁含む。）を促進する。（再掲）
- 県とともに、主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。（再掲）
- 米原駅東西自由通路の改修を進める。（再掲）

2-5) 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 県や各医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の各種団体と連携し、災害時医療体制の充実を図る。
- 県災害医療地方本部や医師会、歯科医師会に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請し、医療救護体制を速やかに実施する。
- 災害時に医療救護所を開設できるよう調整を図る。
- 福祉避難所に非常用発電機を設置し、医療ケア等に必要な電源を確保する。
- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める。（再掲）
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。（再掲）
- 道路の重要構造物である橋梁および大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。（再掲）
- 国や県とともに、伊吹スマートIC（仮称）、山東一色線等の整備を促進する（再掲）
- 県とともに、主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。（再掲）
- 災害の規模や被災地のニーズに応じ、円滑にほかの市町等から応援を受け入れる体制を整える（災害時受援計画の策定）。（再掲）
- 災害時におけるボランティア活動支援のため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。
- 消毒液やグローブ、マスク等の衛生用品の備蓄・補充・更新を進める。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 平時から予防接種を促進する。
- 県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。
- 下水道施設の耐震化・機能維持体制を図る。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する。

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 **重点**

- 防災活動の拠点となる施設等の整備と機能の充実強化を図る。
- 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画を策定する。

目標 4 必要不可欠な情報通信の機能およびネットワークを確保する。

4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 **重点**

- 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを設置する施設等について、災害対応活動を維持すべく、非常用発電機の設置と発電容量の適量化を進める。
- 防災情報伝達システムやインターネット等を活用した防災情報伝達ルートのも重化により、情報の伝達漏れを回避する。(再掲)

4-2) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 防災情報伝達システム等を活用し、緊急時における情報収集および伝達体制の充実を図る。
- 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。
- 外国籍市民が取り残されないように、情報提供の体制や手段を整備する。
- 防災情報伝達システムやインターネット等を活用した防災情報伝達ルートのも重化により、情報の伝達漏れを回避する。(再掲)

目標 5 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない。

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める。(再掲)
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。(再掲)
- 道路の重要構造物である橋梁および大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。(再掲)
- 国や県とともに、伊吹スマート I C（仮称）、山東一色線等の整備を促進する(再掲)
- 重要物流道路の指定と整備（橋梁含む。）を促進する。(再掲)
- 経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援および普及活動を実施する。
- 金融機関と協力し、事業継続計画の策定支援および普及活動を実施する。
- 米原駅東西自由通路の改修を進める。(再掲)

² 【サプライチェーン】 原材料や部品の調達、製造、販売までの一連の流れをいう。

5－2）基幹的陸上交通ネットワークの機能停止 **重点**

- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める。（再掲）
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。（再掲）
- 橋梁数全 384 か所（橋数 316 か所・大型カルバート 68 か所）の法定点検を実施する。
- 道路の重要構造物である橋梁および大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。（再掲）
- 道路の円滑な通行を確保するため、舗装、道路附属物の修繕、区画線補修を計画的に進める。
- 重要物流道路の指定と整備（橋梁含む。）を促進する。（再掲）
- 国や県とともに、伊吹スマート I C（仮称）、山東一色線等の整備を促進する（再掲）
- 県とともに、主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。（再掲）
- 緊急輸送道路に架かる 2 径間以上の橋梁について、耐震化を進める。

5－3）食料等の安定供給の停滞

- 災害の規模や被災地のニーズに応じ、円滑にほかの市町等から応援を受け入れる体制を整える（災害時受援計画の策定）。（再掲）
- 非常時の食料・飲料水等を備蓄する倉庫の整備と備蓄品の補充・更新を進める。（再掲）
- 自治体、民間業者等との災害相互応援協定の締結を進める。（再掲）
- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める。（再掲）
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。（再掲）
- 道路の重要構造物である橋梁および大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。（再掲）
- 重要物流道路の指定と整備（橋梁含む。）を促進する。（再掲）
- 国や県とともに、伊吹スマート I C（仮称）、山東一色線等の整備を促進する（再掲）
- 県とともに、主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。（再掲）
- 米原駅東西自由通路の改修を進める。（再掲）

目標 6 生活・経済活動に必要最低限の上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6－１）上水道等の長期間にわたる供給停止

- 水道施設について、配水池から重要給水施設へつながる配水管路の耐震化を進める。
- 突発事故や自然災害などを想定し、危機管理体制（飲料水確保）を強化する。

6－２）汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 事業者との協定締結に基づき、災害時の円滑なし尿汲み取り等を行う。
- 災害時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、県と連携し、浄化槽管理者情報の整備を推進する。
- 公共下水道施設の重要な幹線管渠を優先して必要な耐震化を進める。
- 平時における公共下水道施設の点検を充実するとともに、公共下水道業務継続計画により管理体制の強化を図る。

6－３）地域の交通ネットワークが分断する事態 **重点**

- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める。（再掲）
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。（再掲）
- 橋梁数全 384 か所（橋数 316 か所・大型カルバート 68 か所）の法定点検を実施する。（再掲）
- 道路の円滑な通行を確保するため、舗装、道路付属物の修繕、区画線補修を計画的に進める。（再掲）
- 重要物流道路の指定と整備（橋梁含む。）を促進する。（再掲）
- 国や県とともに、伊吹スマート I C（仮称）、山東一色線等の整備を促進する（再掲）
- 県とともに主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。（再掲）
- 米原駅東西自由通路の改修を進める。（再掲）
- 緊急輸送道路に架かる 2 径間以上の橋梁について、耐震化を進める。（再掲）

目標 7 制御困難な二次災害の発生を未然に防ぐ。

7－１）市街地での大規模火災の発生

- 市、消防団、自治会等における必要な資機材の整備充実を図る。（再掲）
- 消防用設備の耐震化を推進する。（再掲）

- 消防団、女性消防団への入団啓発の推進と団員の知識と技能を向上させ、消防団力の強化を図る。(再掲)
- 地区単位に自主防災組織の育成と整備、組織率の向上および活動の活性化を進める。(再掲)

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害および交通麻痺

- 通行障害建築物およびブロック塀等の所有者等に対して耐震化を働きかける啓発など、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する。(再掲)
- 狭あい道路の拡幅を進める。

7-3) ため池、ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 消防団、女性消防団への入団啓発の推進と団員の知識と技能を向上させ、消防団力の強化を図る。(再掲)
- 地区単位に自主防災組織の育成と整備、組織率の向上および活動の活性化を進める。(再掲)
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る。(再掲)
- 決壊した場合に下流域周辺の人家被害が想定される農業用ため池について、浸水区域を示したハザードマップによる地域住民の防災意識の高揚を図る。
- 決壊した場合に下流域周辺の人的被害が想定される農業用ため池について、老朽化対策や耐震化を図るため、点検・耐震診断調査を踏まえた整備事業計画を策定し、改修を進める。
- 市内の大規模盛土造成地の把握に努めるとともに、新たな造成地については、事前に十分な調査・審査を踏まえ開発の許認可を行う。

7-4) 有害物質・油・放射性物質の大規模拡散・流出

- 県と連携し、有害物質の種類・量(濃度)や粉じん等のモニタリング調査を行い、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努める。
- 住宅・建築物のアスベスト対策を進めるなど、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。

7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 **重点**

- 滋賀県と連携し、伊吹山の保全・再生に努め、魅力あふれる伊吹山を取り戻すとともに、勝山谷川における土砂災害対策を実施し、地域住民の安全と安心の確保に努める。

- 森林整備による防災・減災対策の推進のため、森林整備の必要性について引き続き周知を図るとともに、森林整備の基盤となる林道の整備、災害に備えた維持管理、長寿命化対策を強化する。
- 災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。
- 多面的機能支払交付金事業（滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）の未取組組織について、説明会等を通して事業の推進を図る。
- 決壊した場合に下流域周辺の人家被害が想定される農業用ため池について、浸水区域を示したハザードマップによる地域住民の防災意識の高揚を図る。（再掲）
- 決壊した場合に下流域周辺の人的被害が想定される農業用ため池について、老朽化対策や耐震化を図るため、点検・耐震診断調査を踏まえた整備事業計画を策定し、改修を進める。（再掲）
- 防災重点農業用ため池の耐震診断調査を進め、調査結果を踏まえた整備事業計画を策定し、改修を進める。（再掲）
- 老朽化した農業施設の長寿命化や特定農業用管水路等の更新を図る。
- 生産振興や基盤整備などの取組により、耕作放棄地の解消を図る。

目標 8 地域社会と経済が迅速に再建・発展できる条件を整備する。

8－1）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物発生量の推計、仮置場、選別・処理方法等を定めた災害廃棄物処理計画に基づき、発生する災害廃棄物をより迅速かつ適切に処理する。
- 災害廃棄物処理計画に基づき、湖北広域行政事務センターと連携し、一般廃棄物処理業許可業者、一般廃棄物収集運搬委託業者等との協定締結を推進する。
- 復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備を図る。

8－2）道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る。
- 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する。
- 道路啓開を迅速に行う等復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る。
- 企業や団体等との応援協定を締結し、必要物資、車両等、人材の確保に努める。

8－3）地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地区単位に自主防災組織の育成と整備、組織率の向上および活動の活性化を進める。（再掲）
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る。（再掲）

8－4）公共交通等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点

- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める。（再掲）
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。（再掲）
- 橋梁数全 384 か所（橋数 316 か所・大型カルバート 68 か所）の法定点検を実施する。（再掲）
- 道路の重要構造物である橋梁および大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。（再掲）
- 重要物流道路の指定と整備（橋梁含む。）を促進する。（再掲）
- 県とともに、主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。（再掲）
- 米原駅東西自由通路の改修を進める（再掲）。
- 緊急輸送道路に架かる 2 径間以上の橋梁について、耐震化を進める。（再掲）
- 土地の境界を正確に確認できるよう、地籍調査を進め、災害後の復旧や復興の迅速化に努める。

8－5）広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 防災ハザードマップにより、浸水被害や土砂災害の危険性を周知する。（再掲）
- 滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づき浸水警戒区域に指定された市内の区域内（村居田地区・醒井地区）において、浸水被害の回避または軽減を図り、水害に強い地域づくりを進める。（再掲）

2 施策分野別の推進方針

1の結果を踏まえ、各施策を目的別にとらえた「個別施策分野」および市が抱える政策課題別に施策を横断的にとらえた「横断的施策分野」別に見た推進方針は、次のとおりとなります。

(1) 個別施策分野

①消防・防災
○ 市、消防団、自治会等における必要な資機材の整備充実を図る。 ○ 消防用設備の耐震化を推進する。 ○ 消防団、女性消防団への入団啓発の推進と団員の知識と技能を向上させ、消防団力の強化を図る。 ○ 地区単位に自主防災組織の育成と整備、組織率の向上および活動の活性化を進める。 ○ 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る。 ○ 誰もが安心して避難所で過ごせるよう、避難所となる公共施設の耐震化や自治会避難場所の耐震化を支援するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 ○ 公共施設等総合管理計画や公共施設のあり方に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う。 ○ 住宅・建築物の耐震性を高めるため、耐震改修促進計画の改定や、旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震診断や耐震改修への取組を支援するなど、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 ○ 避難路や避難地に面するブロック塀等の撤去、建替え、改修を支援するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 ○ 県が行う被災宅地危険度判定士養成講習会、被災建築物応急危険度判定士養成講習会への職員参加、被災建築物応急危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制を維持する。 ○ 滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会に参画し、被災宅地危険度判定士の派遣を受けられる支援の体制を維持する。 ○ 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する。 ○ 特定空家については適正な管理を指導し、状況に応じて代執行を行う。 ○ 避難地等になる都市公園、緑地、広場等の整備を推進する。 ○ 防災ハザードマップにより、浸水被害や土砂災害の危険性を周知する。 ○ 防災情報伝達システムやインターネット等を活用した防災情報伝達ルートの多重化により、情報の伝達漏れを回避する。 ○ 市民自らの判断による避難行動や被害の軽減と応急対策活動を円滑に実施するため、防災知識の普及・啓発を進める。 ○ 関係機関や市民と協力し、防災訓練や応急対策計画の個別訓練を実施する。 ○ 滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づき浸水警戒区域に指定された市内の区域内（村居田地区・醒井地区）において、浸水被害の回避または軽減を図り、水害に強い地域づくりを進める。 ○ 土砂災害警戒区域に指定された箇所の急傾斜地崩壊対策事業を行う。 ○ がけくずれ、土石流、地すべり、雪崩等の危険から住民を守るため、がけ地近接等危険住宅移転事業や土砂災害対策改修補助事業を実施するなど、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 ○ 避難行動要支援者避難支援制度の周知を徹底し、自治会（自主防災組織）での取組を支援する。 ○ 災害の規模や被災地のニーズに応じ、円滑にほかの市町等から応援を受け入れる体制を整える（災害時受援計画の策定）。 ○ 非常時の食料・飲料水等を備蓄する倉庫の整備と備蓄品の補充・更新を進める。 ○ 自治体、民間業者等との災害相互応援協定の締結を進める。 ○ 最低3日分の食料、飲料水等の備蓄と、非常時持出し袋等の準備の指導・啓発を行う。 ○ 所管施設や関係施設を指定して、帰宅困難者のための一時滞在施設を確保する。 ○ 防災情報伝達システム等を活用し、緊急時における情報収集および伝達体制の充実を図る。 ○ 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム（Jアラート）や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。 ○ 外国籍市民が取り残されないように、情報提供の体制や手段を整備する。

- 通行障害建築物およびブロック塀等の所有者等に対して耐震化を働きかける啓発など、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- 県と連携し、有害物質の種類・量（濃度）や粉じん等のモニタリング調査を行い、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努める。
- 住宅・建築物のアスベスト対策を進めるなど、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。
- 災害ボランティア活動が円滑に行われるよう支援する。
- 避難者が安心して利用できるよう定期的に避難所の点検を実施するほか、体育館の空調設備や備蓄倉庫の整備を進める。
- 滋賀県と連携し、伊吹山の保全・再生に努め、魅力あふれる伊吹山を取り戻すとともに、勝山谷川における土砂災害対策を実施し、地域住民の安全と安心の確保に努める。

②都市・交通

- 雨水渠や河川水路の整備を計画的に実施する。
- 浸水被害に係る軽減対策として、醒井、多和田および宇賀野地区の雨水幹線整備事業を実施する。
- 国や県とともに、天野川、長老墓地川等の河川改修および丹生川、勝山谷川等の河川維持や砂防事業を促進する。
- 災害時の迅速な復旧復興を可能にするため、地籍調査事業を計画的に実施する。
- 雪寒対策除雪計画に基づき、迅速かつ適切な除雪活動を実施する。
- オペレーターや除雪車、除雪機械を確保し、除雪作業体制を強化する。
- 市民や道路・公共交通利用者等の安全を確保するため、国、県、道路管理者、事業者等との強固な連携体制を構築する。
- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める。
- 道路整備用地取得を迅速に進めるための体制を強化する。
- 道路の重要構造物である橋梁および大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。
- 重要物流道路の指定と整備（橋梁含む。）を促進する。
- 国や県とともに、伊吹スマート IC(仮称)、山一色線等の整備を促進する。
- 県とともに、主要地方道や県道の事業化検討路線の事業化を図る。
- 橋梁数全 384 か所（橋数 316 か所・大型カルバート 68 か所）の法定点検を実施する。
- 道路の円滑な通行を確保するため、舗装、道路付属物の修繕、区画線補修を計画的に進める。
- 狭あい道路の拡幅を進める。
- 米原駅東西自由通路等の改修を行い、利便性を図る。
- 緊急輸送道路に架かる 2 径間以上の橋梁について、耐震化を進める。
- 土地の境界を正確に確認できるよう、地籍調査を進め、災害後の復旧や復興の迅速化に努める。
- 市内の大規模盛土造成地の把握に努めるとともに、新たな造成地については、事前に十分な調査・審査を踏まえ開発の許認可を行う。

③保健・医療・福祉

- 公共施設等総合管理計画や公共施設のあり方に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う。（再掲）
- 誰もが安心して避難所で過ごせるよう、避難所となる公共施設の耐震化や自治会避難場所の耐震化を支援するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。（再掲）
- 雪かき・屋根の雪下ろしボランティア等の確保と、活動に対する意識の高揚と支援を行う。
- 避難行動要支援者避難支援制度の周知を徹底し、自治会（自主防災組織）での取組を支援する。（再掲）
- 医療救護本部が医療機関調整などの役割を発揮できるよう、関係機関との情報伝達手段を整備する。
- 県災害医療地方本部や医師会、歯科医師会に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請し、医療救護体制を速やかに実施する。
- 災害時に医療救護所を開設できるよう調整を図る。
- 福祉避難所に非常用発電機を設置し、医療ケア等に必要な電源を確保する。
- 災害時におけるボランティア活動支援のため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。
- 消毒液やグローブ、マスク等の衛生用品の備蓄・補充・更新を進める。
- 平時から予防接種を促進する。
- 県と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。

④産業・経済

- 経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援および普及活動を実施する。
- 金融機関と協力し、事業継続計画の策定支援および普及活動を実施する。
- 決壊した場合に下流域周辺の人家被害が想定される農業用ため池について、浸水区域を示したハザードマップによる地域住民の防災意識の高揚を図る。
- 防災重点農業用ため池の耐震診断調査を進め、調査結果を踏まえた整備事業計画を策定し、改修を進める。
- 森林整備による防災・減災対策の推進のため、森林整備の必要性について引き続き周知を図るとともに、森林整備の基盤となる森林経営管理制度の推進、林道の整備、災害に備えた維持管理、森林境界の明確化、長寿命化対策を強化する。
- 災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。
- 多面的機能支払交付金事業（滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策）の未取組組織について、説明会等を通して事業の推進を図る。
- 老朽化した農業施設の長寿命化や特定農業用管水路等の更新を図る。
- 生産振興や基盤整備などの取組により、耕作放棄地の解消を図る。
- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る。
- 道路啓開を迅速に行う等復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る。
- 企業や団体等との応援協定を締結し、必要物資、車両等、人材の確保に努める。

⑤教育・子ども

- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る。（再掲）
- 公共施設等総合管理計画や公共施設のあり方に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う。（再掲）
- 誰もが安心して避難所で過ごせるよう、避難所となる公共施設の耐震化や自治会避難場所の耐震化を支援するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。（再掲）

⑥環境・上下水道

- 下水道施設の耐震化・機能維持体制を図る。
- 水道施設について、配水池から重要給水施設へつながる配水管路の耐震化を進める。
- 突発事故や自然災害などを想定し、危機管理体制（飲料水確保）を強化する。
- 事業者との協定締結に基づき、災害時の円滑なし尿汲み取り等を行う。
- 災害時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、県と連携し、浄化槽管理者情報の整備を推進する。
- 公共下水道施設の重要な幹線管渠を優先して必要な耐震化を進める。
- 平時における公共下水道施設の点検を充実するとともに、公共下水道業務継続計画により管理体制の強化を図る。
- 災害廃棄物発生量の推計、仮置場、選別・処理方法等を定めた災害廃棄物処理計画に基づき、発生する災害廃棄物をより迅速かつ適切に処理する。
- 災害廃棄物処理計画に基づき、湖北広域行政事務センターと連携し、一般廃棄物処理業許可業者、一般廃棄物収集運搬委託業者等との協定締結を推進する。
- 復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備を進める。
- 自然生態系のバランスの崩れや公園利用が与える影響による、自然公園（琵琶湖国定公園）内の森林および草原等の国土荒廃を防止し、山地災害の発生抑制に努める。

⑦行政機能
○ 防災活動の拠点となる施設等の整備と機能の充実強化を図る。 ○ 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画を策定する。 ○ 市庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバを設置する施設等について、災害対応活動を維持すべく、非常用発電機の設置と発電容量の適量化を進める。 ○ 防災情報伝達システム等を活用し、緊急時における情報収集および伝達体制の充実を図る。(再掲) ○ 防災情報伝達システムやインターネット等を活用した防災情報伝達ルートの多重化により、情報の伝達漏れを回避する。(再掲)

(2) 横断的施策分野

①情報共有と防災意識の向上
○ 地区単位に自主防災組織の育成と整備、組織率の向上および活動の活性化を進める。 ○ 防災ハザードマップにより、浸水被害や土砂災害の危険性を周知する。 ○ 防災情報伝達システムやインターネット等を活用した防災情報伝達ルートの多重化により、情報の伝達漏れを回避する。 ○ 市民自らの判断による避難行動や被害の軽減と応急対策活動を円滑に実施するため、防災知識の普及・啓発を進める。 ○ 関係機関や市民と協力し、防災訓練や応急対策計画の個別訓練を実施する。 ○ 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る。 ○ 避難行動要支援者避難支援制度の周知を徹底し、自治会(自主防災組織)での取組を支援する。 ○ 最低3日分の食料、飲料水等の備蓄と、非常時持出し袋等の準備の指導・啓発を行う。 ○ 防災情報伝達システム等を活用し、緊急時における情報収集および伝達体制の充実を図る。 ○ 災害時の情報提供手段の一つとしてより多くの市民へ情報が確実に伝達できるよう、全国瞬時警報システム(Jアラート)や緊急速報メールの運用確認と保守点検を行う。 ○ 外国籍市民が取り残されないように、情報提供の体制や手段を整備する。 ○ 通行障害建築物およびブロック塀等の所有者等に対して耐震化を働きかける啓発など、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 ○ 雪かき・屋根の雪下ろしボランティア等の確保と、活動に対する意識の高揚と支援を行う。 ○ 医療救護本部が医療機関調整などの役割を発揮できるよう、関係機関との情報伝達手段を整備する。 ○ 災害時におけるボランティア活動支援のため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。 ○ 経済団体等と協力し、事業所に対して事業継続計画の策定支援および普及活動を実施する。 ○ 金融機関と協力し、事業継続計画の策定支援および普及活動を実施する。 ○ 決壊した場合に下流域周辺の人家被害が想定される農業用ため池について、浸水区域を示したハザードマップによる地域住民の防災意識の高揚を図る。

②老朽化対策
○ 公共施設等総合管理計画や公共施設のあり方に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う。 ○ 誰もが安心して避難所で過ごせるよう、避難所となる公共施設の耐震化や自治会避難場所の耐震化を支援するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。 ○ がけくずれ、土石流、地すべり、雪崩等の危険から住民を守るため、がけ地近接等危険住宅移転事業や土砂災害対策改修補助事業を実施するなど、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。(再掲) ○ 道路の重要構造物である橋梁および大型カルバートについて、長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する。 ○ 橋梁数全384か所(橋数316か所・大型カルバート68か所)の法定点検を実施する。 ○ 道路の円滑な通行を確保するため、舗装、道路付属物の修繕、区画線補修を計画的に進める。 ○ 老朽化した農業施設の長寿命化や特定農業用管路等の更新を図る。 ○ 下水道施設の耐震化・機能維持体制を図る。 ○ 水道施設について、配水池から重要給水施設へつながる配水管路の耐震化を進める。 ○ 公共下水道施設の重要な幹線管渠を優先して必要な耐震化を進める。

③人口減少と少子高齢化

- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する。
- 特定空家については適正な管理を指導し、状況に応じて代執行を行う。
- 公共施設等総合管理計画や公共施設のあり方に基づく個別施設計画を策定し、長期的な視点によって公共施設やインフラ資産の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行う。（再掲）
- 生産振興や基盤整備などの取組により、耕作放棄地の解消を図る。
- 災害発生時に復旧・復興、道路啓開等を担う建設産業における担い手の育成・確保を図る。
- 道路啓開を迅速に行う等復旧に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図る。

別紙 1 脆弱性評価の結果

脆弱性評価の結果については、次のとおりです。

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の課題

目標 1 あらゆる災害に対し、人命の保護が最大限図られる。

1－1）建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

- 消防車両や資機材は、配備計画に基づき計画的に整備している。自治会に対しては、補助要綱を制定し、配備を推進している。
- 新規に設置する防火水槽は、全て耐震化されている。
- 定期的な訓練の実施や防災リーダー研修を開催し、消防団員の知識と技能向上を推進している。
- 広域避難所の耐震化は、完了している。
- 高齢者福祉施設および医療関係施設の耐震化は、完了している。
- 学校施設長寿命化計画は、策定済である。
- 地域の防災力強化を図るため、自主防災組織への継続的な支援を行う必要がある。
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る必要がある。
- 高齢者福祉施設および医療関係施設は、個別施設計画（高齢者福祉施設等長寿命化整備計画）に基づく大規模修繕を順次実施する必要がある。
- 文化施設、保育施設等については、公共施設再編計画・公共施設等総合管理計画の見直しに伴い、中長期的な視点に立って、資産の更新・統廃合・長寿命化などの検討を行う必要がある。
- 避難所となる公共施設の耐震化や自治会避難場所の耐震化を進める必要がある。
- 住宅・建築物の耐震性を高めるため、耐震改修促進計画の改定や、旧耐震基準の木造住宅に対し、耐震診断や耐震改修への取組を支援する必要がある。
- 避難路や避難地に面するブロック塀等の撤去、建替え、改修を推進する必要がある。
- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する必要がある。
- 特定空家については、所有者に対し適正な管理を指導する必要がある。

1－2）住宅密集地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生

- 消防車両や資機材は、配備計画に基づき計画的に整備している。自治会に対しては、補助要綱を制定し、配備を推進している。（再掲）
- 定期的な訓練の実施や防災リーダー研修を開催し、消防団員の知識と技能向上を推進している。（再掲）

- 地域の防災力強化を図るため、自主防災組織への継続的な支援を行う必要がある。(再掲)
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する必要がある。(再掲)
- 特定空家については、所有者に対し適正な管理を指導する必要がある。(再掲)

1－3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 消防車両や資機材は、配備計画に基づき計画的に整備している。自治会に対しては、補助要綱を制定し、配備を推進している。(再掲)
- 出前講座等を通じて、避難行動や防災知識の普及、啓発を進めている。
- 市総合防災訓練の開催や地域での個別訓練の実施を推進している。
- 定期的な訓練の実施や防災リーダー研修を開催し、消防団員の知識と技能向上を推進している。(再掲)
- 防災ハザードマップの更新が必要である。
- 地域の防災力強化を図るため、自主防災組織への継続的な支援を行う必要がある。(再掲)
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 雨水渠や河川水路の整備を計画的に実施する必要がある。
- 水害に強い地域づくりを進めるため、宅地の嵩上げ工事を推進する必要がある。
- 災害時の迅速な復旧復興を可能にするため、地籍調査が必要である。

1－4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- 消防車両や資機材は、配備計画に基づき計画的に整備している。自治会に対しては、補助要綱を制定し、配備を推進している。(再掲)
- 出前講座等を通じて、避難行動や防災知識の普及、啓発を進めている。(再掲)
- 市総合防災訓練の開催や地域での個別訓練の実施を推進している。(再掲)
- 定期的な訓練の実施や防災リーダー研修を開催し、消防団員の知識と技能向上を推進している。(再掲)
- 防災ハザードマップの更新が必要である。(再掲)
- 地域の防災力強化を図るため、自主防災組織への継続的な支援を行う必要がある。(再掲)
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る必要がある。(再掲)
- がけくずれや土石流などの危険から住民の安全を守るため、がけ地等に近接している住宅等の移転や建築物の安全性を確保する改修を進める必要がある。

1－5）豪雪による道路交通網の麻痺や公共交通機関の運休等の発生

- 雪寒対策除雪計画を適宜見直し、除雪エリアを改善するなど、除雪体制を強化する必要がある。

1－6）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 地域の防災力強化を図るため、自主防災組織への継続的な支援を行う必要がある。（再掲）
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る必要がある。（再掲）
- 避難行動要支援者の個別計画（避難支援プラン）の策定を進める必要がある。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を防ぐ。

2－1）被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 出前講座等を通じて、避難行動や防災知識の普及、啓発を進めている。（再掲）
- 統合庁舎整備にあわせて新たな防災体制を構築する必要がある。
- 一定規模の防災備蓄倉庫の整備が必要である。
- 災害時における受援体制の構築が必要である。
- 広範囲にわたる自治体との相互応援協定の締結を推進する必要がある。
- 米原駅東西自由通路の改修を進める。（再掲）
- 応援協定に基づき民間等協力緊急避難所に指定している民間事業者と災害時に円滑に避難所を開設・運営できるよう連携の強化を図る。

2－2）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 出前講座等を通じて、避難行動や防災知識の普及、啓発を進めている。（再掲）
- 一定規模の防災備蓄倉庫の整備が必要である。（再掲）
- 災害時における受援体制の構築が必要である。（再掲）
- 広範囲にわたる自治体との相互応援協定の締結を推進する必要がある。（再掲）
- 米原駅東西自由通路の改修を進める。（再掲）

2－3）自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
● 消防車両や資機材は、配備計画に基づき計画的に整備している。自治会に対しては、補助要綱を制定し、配備を推進している。（再掲） ● 定期的な訓練の実施や防災リーダー研修を開催し、消防団員の知識と技能向上を推進している。（再掲）
● 統合庁舎整備にあわせて新たな防災体制を構築する必要がある。（再掲） ● 広範囲にわたる自治体との相互応援協定の締結を推進する必要がある。（再掲）

2－4）想定を超える多数かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足
● 統合庁舎整備にあわせて新たな防災体制を構築する必要がある。（再掲） ● 災害時における受援体制の構築が必要である。（再掲） ● 広範囲にわたる自治体との相互応援協定の締結を推進する必要がある。（再掲） ● 米原駅東西自由通路の改修を進める。（再掲）

2－5）医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
● 医師会の災害時医療救護計画の策定を支援し、市対応マニュアルの整備、充実を図る必要がある。 ● 長浜保健所主催訓練に対し、防災担当課および健康福祉部から訓練に参加する必要がある。 ● 医療関係機関等と連携した訓練を行う必要がある。 ● 医療ケア等に必要な電源を確保するため、福祉避難所に非常用発電機を設置する必要がある。 ● 統合庁舎整備にあわせて新たな防災体制を構築する必要がある。（再掲） ● 米原駅東西自由通路の改修を進める。（再掲）

2－6）被災地における疫病・感染症等の大規模発生
● 平時から予防接種を促進する必要がある。 ● 下水道総合地震対策計画に基づき、緊急輸送路から順次耐震化を進める必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する。

3－1）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
● 統合庁舎整備にあわせて新たな防災体制を構築する必要がある。（再掲） ● 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画を策定する必要がある。

目標 4 大規模地震または風水害発生直後から必要不可欠な情報通信の機能およびネットワークは確保する。

4－1）電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 社会教育施設（各学びあいステーション、市民交流プラザ）には非常用発電機は、設置済である。（※情報通信システム等は対応不可）
- 本庁舎の屋上に非常用発電機を設置し、災害時に 72 時間の電力を供給する必要がある。

4－2）テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 外国籍市民が取り残されないように、情報提供の体制や手段を整備する必要がある。
- 防災アプリの普及、啓発を進める必要がある。

目標 5 必要不可欠な情報通信の機能およびネットワークを確保する。

5－1）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する必要がある。
- 米原駅東西自由通路の改修を進める。（再掲）

5－2）基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。（再掲）
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する必要がある。（再掲）
- 米原駅東西自由通路の改修を進める。（再掲）
- 緊急輸送道路に架かる 2 径間以上の橋梁について、耐震化を進める。（再掲）

5－3）食料等の安定供給の停滞

- 統合庁舎整備にあわせて新たな防災体制を構築する必要がある。（再掲）
- 一定規模の防災備蓄倉庫の整備が必要である。（再掲）
- 災害時における受援体制の構築が必要である。（再掲）
- 広範囲にわたる自治体との相互応援協定の締結を推進する必要がある。（再掲）
- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。（再掲）

- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する必要がある。(再掲)
- 米原駅東西自由通路の改修を進める。(再掲)

目標 6 生活・経済活動に必要最低限の上下水道、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。

6－１）上水道等の長期間にわたる供給停止

- 地震災害に伴う被害リスクの増大に対し、水道管路の耐震化を実施する必要がある。

6－２）汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道処理区域内の浄化槽管理者に対し、下水道接続の啓発を行う必要がある。
- 浄化槽の適正な維持管理のため、管理者情報の整備更新を行う必要がある。
- 下水道総合地震対策計画に基づき、緊急輸送路から順次耐震化を進める必要がある。(再掲)
- 公共下水道業務継続計画に基づく段階的な訓練を実施し、課題・問題点を整理する必要がある。

6－３）地域の交通ネットワークが分断する事態

- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。(再掲)
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する必要がある。(再掲)
- 米原駅東西自由通路の改修を進める。(再掲)
- 緊急輸送道路に架かる２径間以上の橋梁について、耐震化を進める。(再掲)

目標 7 制御不能な二次災害を発生させない。

7－１）市街地での大規模火災の発生

- 消防車両や資機材は、配備計画に基づき計画的に整備している。自治会に対しては、補助要綱を制定し、配備を推進している。(再掲)
- 新規に設置する防火水槽は、全て耐震化されている。(再掲)
- 定期的な訓練の実施や防災リーダー研修を開催し、消防団員の知識と技能向上を推進している。(再掲)
- 地域の防災力強化を図るため、自主防災組織への継続的な支援を行う必要がある。(再掲)

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害および交通麻痺

- 通行障害建築物になり得る建築物の耐震化やブロック塀等の撤去を推進する必要がある。
- 空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する必要がある。(再掲)
- 特定空家については、所有者に対し適正な管理を指導する必要がある。(再掲)

7-3) ため池、ダム、河川管理施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 定期的な訓練の実施や防災リーダー研修を開催し、消防団員の知識と技能向上を推進している。(再掲)
- 地域の防災力強化を図るため、自主防災組織への継続的な支援を行う必要がある。(再掲)
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 決壊した場合に下流域周辺の人家被害が想定される農業用ため池について、浸水区域を示したハザードマップによる地域住民の防災意識の高揚を図る必要がある。
- 防災重点農業用ため池の耐震診断調査を進め、調査結果を踏まえた整備事業計画を策定し、改修を進める。

7-4) 有害物質・油・放射性物質の大規模拡散・流出

- 県と連携し、有害物質の種類・量(濃度)や粉じん等のモニタリング調査を行い、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努める必要がある。
- 住宅・建築物のアスベスト対策を進める必要がある。

7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 放置された森林の増加やニホンジカの食害による森林の下層植生の衰退等に起因する山地災害の発生を防ぐため、捕獲の推進と併せて、裸地化した山林の植生復元対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する必要がある。
- 決壊した場合に下流域周辺の人家被害が想定される農業用ため池について、浸水区域を示したハザードマップによる地域住民の防災意識の高揚を図る必要がある。(再掲)
- 防災重点農業用ため池の耐震診断調査を進め、調査結果を踏まえた整備事業計画を策定し、改修を進める。(再掲)

目標 8 地域社会と経済が迅速に再建・発展できる条件を整備する。

8－１）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。
- 一般廃棄物処理業許可業者、一般廃棄物収集運搬委託業者等との協定締結を推進するため、湖北広域行政事務センターとの協議、連携を進める必要がある。
- 復旧活動展開の基礎となる廃棄物処理施設の整備を進める必要がある。

8－２）道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 建設組合等との協定を締結し、物資、車両等、人材の確保を進める必要がある。

8－３）地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地域の防災力強化を図るため、自主防災組織への継続的な支援を行う必要がある。（再掲）
- 地域や学校等において、自助・共助の意識を醸成するため、防災訓練や出前講座等を通じて、市民の防災意識、災害対応力の向上を図る必要がある。（再掲）

8－４）公共交通等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 道路網整備計画に基づき、計画的に道路整備を進める必要がある。（再掲）
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的に修繕を行い、災害時においても道路交通の信頼性、安全性を確保する必要がある。（再掲）
- 米原駅東西自由通路の改修を進める。（再掲）
- 緊急輸送道路に架かる２径間以上の橋梁について、耐震化を進める。（再掲）

8－５）広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 防災ハザードマップの更新が必要である。（再掲）
- 水害に強い地域づくりを進めるため、宅地の嵩上げ工事を推進する必要がある。（再掲）

別紙２ 施策分野別 KPI 一覧

個別施策分野

【消防・防災】

重要業績指標	現況	目標
自主防災組織の組織率	100% (R 6)	100%を維持し、組織の活性化を図る
防災士の人数	122 人 (R 7)	150 人 (R11)
防災リーダーの人数	29 人 (R 7)	108 人 (R11)
ハザードマップの更新	更新中 (R 7)	見直し (R 8)
災害時受援計画の見直し	策定済 (R 3)	見直し (R 8)
災害時応援協定締結数(累計)	62 件 (R 7)	70 件 (R11)
防災アプリ登録件数	23,794 件 (R 7)	25,000 件 (R11)
感震ブレーカー設置補助金申請件数(累計)	13 件 (R 7)	55 件 (R11)
ワンタッチパーティションの備蓄数	1,042 張 (R 7)	1000 張 (R 7)
簡易ベッドの備蓄数	997 台 (R 7)	1000 台 (R 7)
自治会集会施設情報通信ネットワーク環境整備費補助金申請件数(累計)	71 件 (R 7)	73 件 (R 7)

【都市・交通】

重要業績指標	現況	目標
住宅の耐震化率	81.8% (R 5)	80% (R 7)
地籍調査実施面積	11.9% (R 7)	12.8% (R11)
道路網整備計画短期計画路線の事業実施	73% (R 7)	100% (R10)
緊急輸送路における橋梁修繕	4 橋 (R 7)	6 橋 (R11)
舗装修繕路線数	—	28 路線 (R12)
空家バンク契約成立件数(累計)	219 件 (R 7)	340 件 (R12)

【保健・医療・福祉】

重要業績指標	現況	目標
湖北地域医療関係者による災害対応訓練の実施	年 1 回(毎年度)	年 1 回(毎年度)
医療救護所開設訓練の実施	年 1 回(毎年度)	年 1 回(毎年度)
避難行動要支援者の避難支援プラン(個別計画)作成自治会数	97 自治会中 78 自治会 (R 7)	全自治会 (R11)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成数	81 施設中 81 施設 (R 7)	全要配慮者利用施設 (R11)
災害時避難行動要支援者登録者数	1,679 人 1,144 人 (R 7)	対象者の約 9 割 (R11)

【産業・経済】

重要業績指標	現況	目標
耐震診断調査を実施した防災重点農業用ため池数	17 か所 (R 7)	17 か所 (R 6)
整備事業計画策定防災重点農業用ため池数	6 か所 (R 7)	12 か所 (R10)
耐震改修整備済防災重点農業用ため池数	0 か所 (R 7)	4 か所 (R11)

【環境・上下水道】

重要業績指標	現況	目標
重要給水施設配水管の更新延長（給水拠点の確保）	32,264m (R 7)	35,156m (R11)
マンホールトイレ設置箇所数(累計)	20 か所 (R 7)	24 か所 (R 8)
新一般廃棄物処理施設（マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設）整備（湖北広域行政事務センター）	整備中	供用開始 (R10) ※有機性廃棄物リサイクル推進施設については、R 7 供用開始
森林整備（間伐、境界明確化、獣害対策等）	年間 70ha (R 6)	年間 200ha (R11)

別紙3 施策分野別事業一覧

【消防・防災】

事業名	事業主体	関係省庁	事業期間	担当部署
醒井地区・多和田地区・宇賀野地区雨水整備事業	米原市	滋賀県、国土交通省	平成28年度～令和9年度	建設課 上下水道課
普通河川浚渫事業	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	建設課
地籍調査事業	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	建設課
急傾斜地崩壊対策事業	米原市	滋賀県	毎年	建設課
米原駅東西自由通路改修事業	米原市	滋賀県、国土交通省	令和6年度～令和12年度	建設課
木造住宅耐震診断員派遣事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
木造住宅耐震補強案作成事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
木造住宅耐震改修事業費補助金事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
上記関連 耐震改修割増事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
ブロック塀等安全確保対策事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
住宅・建築物アスベスト改修事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
避難施設耐震改修等補助事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
がけ地近接等危険住宅移転事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
土砂災害対策改修補助事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
耐震シェルター等普及事業費補助金事業	米原市	滋賀県	毎年	都市計画課
水害に強い安全安心なまちづくり推進事業	米原市	滋賀県	毎年	都市計画課
坂田小学校長寿命化改良工事	米原市	文部科学省	令和5年度～令和7年度	教育総務課
息長小学校長寿命化改良工事	米原市	文部科学省	令和8年度～令和10年度	教育総務課
市内小中学校体育館空調整備工事	米原市	文部科学省	令和7年度～令和15年度	教育総務課
双葉総合体育館空調整備工事	米原市	文部科学省	令和8年度～令和10年度	スポーツ推進課
旧常喜医院整備改修工事	米原市	文部科学省	令和4年度～	生涯学習課

【都市・交通】

事業名	事業主体	関係省庁	事業期間	担当部署
板戸市場線ほか47路線 除雪事業	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	山とみどり再生課
橋梁長寿命化修繕事業	米原市	滋賀県、国土交通省	令和2年度～	建設課
橋梁点検	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	建設課
昭和橋架替え工事	米原市	滋賀県、国土交通省	令和2年度～令和7年度	建設課

藤子川大橋耐震補強・長寿命化修繕工事	米原市	滋賀県、国土交通省	令和2年度～令和3年度	建設課
(仮称)顔戸長沢線バイパス整備工事	米原市	滋賀県、国土交通省	令和2年度～令和8年度	建設課
板戸市場線道路改良工事	米原市	滋賀県、国土交通省	令和5年度～令和9年度	建設課
道路網整備計画短期路線(顔戸飯線ほか7路線)整備工事	米原市	滋賀県、国土交通省	令和7年度～	建設課
三吉西坂線ほか11路線舗装修繕工事	米原市	滋賀県、国土交通省	令和2年度～	建設課
伊吹大橋耐震補強・長寿命化修繕工事	米原市	滋賀県、国土交通省	令和2年度～	建設課
坂田駅前広場改修工事	米原市	滋賀県、国土交通省	令和2年度～令和5年度	建設課
入江上多良線ほか16路線 (未就学児散歩ルート安全対策事業)	米原市	滋賀県、国土交通省	令和2年度～令和4年度	建設課
伊吹スマートインターチェンジ(仮称)整備事業	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	建設課
小中学校通学路交通安全対策工事	米原市	滋賀県、国土交通省	令和4年度～	建設課
米原駅東西自由通路改修事業	米原市	滋賀県、国土交通省	令和6年度～令和12年度	建設課
長久寺跨線橋耐震補強・長寿命化修繕工事	米原市	滋賀県、国土交通省	令和2年度～令和10年度	建設課
緊急輸送道路橋梁耐震化事業	米原市	滋賀県、国土交通省	令和7年度～	建設課
木造住宅耐震診断員派遣事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)(再掲)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
木造住宅耐震補強案作成事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)(再掲)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
木造住宅耐震改修事業費補助金事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)(再掲)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
上記関連 耐震改修増事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)(再掲)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
ブロック塀等安全確保対策事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)(再掲)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
住宅・建築物アスベスト改修事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)(再掲)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
避難施設耐震改修等補助事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)(再掲)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
がけ地近接等危険住宅移転事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)(再掲)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
土砂災害対策改修補助事業 (住宅・建築物安全ストック形成事業)(再掲)	米原市	滋賀県、国土交通省	毎年	都市計画課
(仮称)磯公園整備事業	米原市	国土交通省	令和6年度～令和8年度	都市計画課

【産業・経済】

事業名	事業主体	関係省庁	事業期間	担当部署
県営農地防災事業	滋賀県	農林水産省	令和4年度～令和12年度	農政課
林道西出大谷線改良工事	米原市	林野庁	毎年	山とみどり再生課
保安林総合改良事業(一ノ谷)	滋賀県	林野庁	毎年	山とみどり再生課

緊急防災減災対策総合治山(清滝)	滋賀県	林野庁	令和2年度～令和9年度	山とみどり再生課
林道七曲線ほか 66 路線 改良工事	米原市	林野庁	毎年	山とみどり再生課
間伐等の森林整備(13,794ha)	米原市	林野庁	毎年	山とみどり再生課
復旧治山事業(藤川)	滋賀県	林野庁	令和3年度～令和10年度	山とみどり再生課
森林・山村多面的機能発揮対策事業	団体	林野庁	毎年	山とみどり再生課
復旧治山事業(上野)	滋賀県	林野庁	令和7年～令和16年	山とみどり再生課

【教育・子ども】

事業名	事業主体	関係省庁	事業期間	担当部署
坂田小学校長寿命化改良工事(再掲)	米原市	文部科学省	令和5年度～令和7年度	教育総務課
息長小学校長寿命化改良工事(再掲)	米原市	文部科学省	令和8年度～令和10年度	教育総務課
市内小中学校体育館空調整備工事(再掲)	米原市	文部科学省	令和7年度～令和15年度	教育総務課
双葉総合体育館空調整備工事(再掲)	米原市	文部科学省	令和8年度～令和10年度	スポーツ推進課
旧常喜医院整備改修工事(再掲)	米原市	文部科学省	令和4年度～	生涯学習課

【環境・上下水道】

事業名	事業主体	関係省庁	事業期間	担当部署
下水道総合地震対策工事	米原市	国土交通省	平成28年度～令和7年度	上下水道課
下水道長寿命化対策工事(ストックマネジメント計画による)	米原市	国土交通省	令和5年度～令和9年度	上下水道課
下水道長寿命化管路調査業務(ストックマネジメント計画による)	米原市	国土交通省	令和5年度～令和9年度	上下水道課
浄化槽設置整備事業	米原市	環境省	毎年	上下水道課
新一般廃棄物処理施設(マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設、有機性廃棄物リサイクル推進施設)整備事業	湖北広域行政事務センター	環境省	令和4年度～令和9年度	産業政策課
琵琶湖国定公園 自然再生事業	米原市	滋賀県、環境省	令和5年度～	山とみどり再生課
公園施設整備事業(自然環境整備交付金事業による)	米原市	滋賀県、環境省	毎年	山とみどり再生課